



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

710	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（障害福祉課）..... 1
711	指定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）..... 1
712	救急病院の認定	（医務課）..... 1
713	令和7年度後期技能検定の実施	（労働政策課）..... 2
714	港湾施設の公示	（港湾空港振興課）..... 5

告 示

和歌山県告示第710号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年9月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011700 881	ヘルパーステーション雅	紀の川市粉河1775-1 百式楼201号室	居宅介護	合同会社介拓社	紀の川市深田101 番地1	令和 7. 8. 1

和歌山県告示第711号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年9月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3020300 020	ふじい台サンホーム	紀の川市藤井24 番地37	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	社会福祉法人 山水会	紀の川市粉河41 68番地	令和 7. 9. 1

和歌山県告示第712号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年9月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 今村病院
- 2 所在地 和歌山市砂山南二丁目4番21号
- 3 有効期限 令和10年8月31日

和歌山県告示第713号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和7年度後期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和7年9月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 実施する等級別検定職種

(1) 特級

機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備

(2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ローブ加工（ローブ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理事業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 特級

検定職種	手数料（1件）
機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	18,200円

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

検定職種	手数料（1件）

和裁、機械・プラント製図	13,300円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
機械加工、工場板金、ロープ加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、電子回路接続	18,200円

（ウ）（イ）の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、広告美術仕上げ	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

2級

検定職種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円
工場板金、ロープ加工、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ	9,200円

c 在校生（dに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	8,900円
機械検査	10,100円
機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、広告美術仕上げ	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料 (1件)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、機械・プラント製図、広告美術仕上げ	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、令和7年12月5日（金）から令和8年2月15日（日）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和7年11月28日（金）から和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級及び2級	令和8年1月25日（日）
シーケンス制御、配管	3級	
機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	特級	令和8年2月1日（日）
工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、機械・プラント製図	1級及び2級	
時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	3級	
ロープ加工、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ	1級及び2級	令和8年2月8日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、広告美術仕上げ	3級	
電子回路接続	単一等級	

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和7年10月2日（木）から同月15日（水）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和8年3月13日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第714号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
和歌山下津港	北港沖南防波堤	和歌山市湊地先	防波堤	延長705メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課に備え付ける。